

所得分配制度改革

田中 修

はじめに

2月3日、国務院は「所得分配制度改革の深化に関する若干意見」を示達した。これは、国家発展・改革委員会、財政部、人力資源社会保障部の共同制定によるもので、本来昨年12月中に発表するはずのものがずれ込んだものである。内容はかなり膨大であるので、本稿ではそのエッセンスを紹介する（新華網北京電2013年2月5日）。

1. 前書き

所得分配制度は、経済社会発展における根本的・基礎的性格を有する制度手配であり、社会主義市場経済体制の重要な礎石である。改革開放以来、わが国の所得分配制度改革は不断に推進され、基本的国情・発展段階に適応した所得分配制度が基本的に確立された。

同時に、所得分配分野にはなお解決を必要とする際立った問題が存在する。①都市・農村の発展格差と個人所得の分配格差が依然かなり大きい。②所得分配秩序が不規範である。③隠し所得・違法所得の問題が比較的際立っている。④一部大衆の生活が比較的困窮している。

現在、わが国は小康社会を全面的に実現する決定的な段階に既に入っている。18回党大会が提起した「あらゆる手を尽くして個人所得を増やす」という戦略的手配に基づき、所得分配制度改革を引き続き深化させ、所得分配構造を最適化し、各方面の積極性を動員しなければならない。経済発展方式の転換を促進し、社会の公平正義と調和のとれた安定を維持し、発展の成果を人民が共に享受することを実現し、小康社会の全面的実現のためにしっかりとした基礎を打ち固めなければならない。

我が国はなお長期的に社会主義初級段階にあり、現在所得分配分野で出現している問題は、発展における矛盾であり、前進における問題であり、発展の促進と改革の深化を通じて徐々に解決できるものである。これらの問題を解決することは、所得を普遍的に増加させ、生活が不断に改善されるプロセスにおける、都市・農村住民の新たな要求・期待でもある。

同時に見て取らねばならないのは、所得分配制度改革は、十分困難複雑な系統的プロセスであり、一度に成し遂げることは不可能であり、わが国の基本的国情と発展段階から出発して、現在に立脚し、長期に着眼して、難関を克服し、秩序立てて推進しなければならないということである。

所得分配制度改革を深化させるには、共同で発展し、成果を共に享受することを堅持しなければならない。勤労により富に至ることを唱導し、創業・イノベーションを支援し、合法的な経営を保護する。社会の富を不断に創造し、総合国力を増強すると同時に、人民の富裕の程度を普遍的に引き上げる。

効率を重視し、公平を擁護することを堅持する。第 1 次分配と再分配は、いずれも効率と公平を併せ考慮しなければならない。第 1 次分配では効率を重視し、機会が公平な競争環境を創造し、労働所得の主体的地位を擁護しなければならない。再分配では公平を重視し、公共資源の配分効率を高め、所得格差を縮小しなければならない。

市場の調節・政府のコントロールを堅持する。要素配分と価格形成における市場メカニズムの基礎的作用を十分発揮させ、所得分配における政府のコントロール作用を更によく発揮させる。所得分配秩序を規範化し、低所得者の所得を増やし、高すぎる所得を調節する。積極的に行い、力量を考えて行うことを堅持する。改革・発展・安定の関係を妥当に処理し、人民大衆の不満が際立った矛盾・問題の解決に力を入れる。フローの改革を際立たせて、ストックの調整を牽引する。

各地方・各部門は第 18 回党大会の精神を深く学習し、全面的に貫徹実施しなければならない。所得分配制度改革を深化させることの重大な意義を十分認識し、重要な議事日程に組み込み、統一的に企画した協調的なメカニズムを確立し、所得分配政策の実施、都市・農村住民の所得の増加、所得分配格差の縮小、所得分配秩序の規範化を重要任務としなければならない。

各関連部門は、重点任務について政策の責任を明確にし、関連案・実施細則を早急に検討して打ち出し、遅滞なく政策の実施効果をフォロー・評価しなければならない。各地方は、現地の実情と結びつけて具体的措置を制定し、改革の各任務が実施に移されることを確保しなければならない。

正確な世論の誘導を堅持し、社会の期待を誘導し、大衆の関心に応え、各方面の共通認識を凝集させ、改革の合成力を形成し、所得分配制度改革のために良好な社会環境を生み出さなければならない。

2. 本文

第 18 回党大会が提起した「発展の成果を人民に共に享受させ、取得分配制度改革を深化させなければならない」を貫徹実施し、第 12 次 5 ヵ年計画の実施を深く推進し、所得分配の構造・制度を整備し、都市・農村住民の所得を増やし、所得分配格差を縮小し、所得分配秩序を規範化するため、以下の意見を提起する。

2.1 所得分配制度改革を深化させることの重要性・困難性を十分認識する

改革開放以来、わが国の所得分配制度改革は段階的に推進され、伝統的な計画経済体制の下での平均主義的な分配方式を打破し、労働に応じた分配を主体とすることを堅持する基礎の上で、資本・技術・管理等の要素が貢献に応じ分配に参加することを容認・奨励し、所得分配の調節を不断に強化してきた。

30年余りの模索・実践を経て、労働に応じた分配を主体とし、多様な分配方式が併存する分配制度が基本的に確立し、税制・社会保障・移転支出を主要な手段とした再分配調節の枠組みが初歩的に形成された。社会主義市場経済体制の確立が有力に推進され、国民経済の急速な発展が極めて大きく促進され、都市・農村住民の1人当たり実質所得は、10年ごとに倍増し、家庭の資産は安定的に増加し、人民の生活水準は顕著に高まった。

実践は、わが国の所得分配制度が基本的国情と発展段階に総体として適応していたことを証明している。

とりわけ第16回党大会以来、科学的発展観と社会主義の調和のとれた社会を構築するという要求に基づき、再分配調節の機能を十分発揮し、民生の保障・改善への投入を増やし、農業税を徹底的に廃止し、農業関連補助を大幅に増加した。義務教育の無償化を全面的に実施し、社会保障体系の確立を加速し、医薬・衛生体系改革を深く推進した。社会保障的性格をもつ住宅の建設強化に力を入れ、都市・農村最低生活保障の基準と貧困扶助基準を大幅に引き上げ、企業退職者の基本年金の水準を持続的に引き上げた。近年、農民所得の伸びは都市住民より速く、都市・農村所得格差の縮小傾向が顕著になってきており、国民所得に占める個人所得のウエイトはある程度高まり、所得分配制度改革は、新たな進展をみた。

同時に、所得分配分野にはなお解決が必要な際立った問題が存在することを見て取らねばならない。これは主として、①都市・農村、地域の発展格差と個人所得の分配格差が依然かなり大きい、②所得分配秩序が不規範である、③隠し所得・違法所得の問題が比較的際立っている、④一部大衆の生活が比較的困窮している、⑤マクロの所得分配構造は最適化が必要である、ことである。

これらの問題が生まれたのは、わが国の基本的国情・発展段階と密接に関係があり、一定の客観的必然性と段階的特徴を備えているだけでなく、所得分配と関連分野の体制改革が不十分であり、政策がきちんと実施されていなかったこと等とも関係している。

現在、わが国は既に小康社会を全面的に実現する決定的段階に入っている。

所得分配構造を最適化し、消費需要を拡大する長期有効なメカニズムを構築することは、経済発展方式を転換するための切迫した需要である。

所得分配制度の改革を深化させ、一部分野の分配が不公平であるという問題を確実に解

決し、所得分配格差が過大となることを防止し、所得分配秩序を規範化することは、社会の公平正義と調和のとれた安定を擁護する根本的措置である。

所得分配制度改革を深化させ、労働と資本、都市と農村、政府と市場等の重大関係をうまく処理し、関連分野の改革のより深い進展を推進することは、社会主義市場経済体制を整備する重要な内容である。

所得分配制度改革を深化させることにより、発展の成果を更に多く更に公平に全人民に施し、共同富裕の段階的実現のために物質的基礎・制度的基礎を打ち固めることは、社会主義の本質を体現した必然的要求である。

わが国はなお長期に社会主義初級段階にあるということは、世界で人口が最も多い発展途上国だということである。地域間の発展条件格差は大きく、都市・農村の二元構造は短期に根本的な改変は難しく、工業化・情報化・都市化・農業現代化はなお深く進展している。

現在所得分配分野で出現している問題は、発展の中での矛盾、前進の中での問題であり、発展の促進・改革の深化を通じて徐々に解決できるものであることを十分認識しなければならない。これらの問題を解決することは、所得が普遍的に増加し、生活が不断に改善するプロセスにおける都市・農村住民の新たな要求・期待でもある。

同時に見て取らねばならないのは、所得分配制度改革を深化させることは、十分困難な系統的プロセスであり、各方面の利益の調整に及び、一度に成し遂げることは不可能だということである。わが国の基本的国情と発展段階から出発し、現在に立脚し、長期に着眼し、困難を克服して、秩序立てて推進しなければならない。

2.2 所得分配制度改革の総体要求・主要目標を正確に把握する

(1) 総体要求

第 18 回党大会精神を全面的に貫徹実施し、鄧小平理論・「三つの代表」重要思想、科学的発展観を導きとする。基本的国情に立脚し、経済建設を中心とすることを堅持し、発展において所得分配構造を調整し、オープンで公平・公正な体制環境の創造に力を入れる。労働に応じた分配を主体とし、多様な分配方式を併存させることを堅持し、第 1 次分配・再分配調節を共に重んじることを堅持する。労働・資本・技術・管理等の要素が貢献に応じて分配に参加する第 1 次分配メカニズムを引き続き整備し、税制・社会保障・移転支出を主要な手段とする再分配調節のメカニズムの健全化を加速する。都市・農村住民の所得を増やし、所得分配格差を縮小し、所得分配秩序を規範化することを重点として、個人所得の伸びが経済発展と同歩調となること、労働報酬の伸びが労働生産性の向上と同歩調となることの実現に努力する。合理的で秩序立った所得分配構造を徐々に形成し、経済の持続的で健全な発展と社会の調和のとれた安定を促進する。

(2) 主要目標

①都市・農村住民の所得倍増を実現する

2020年までに、都市・農村住民の1人当たり実質所得が2010年に比べ2倍となることを実現し、中低所得者の所得の伸びが更にこれより速くなるよう努力し、人民の生活水準を全面的に高める。

②所得分配格差を徐々に縮小する

都市・農村、地域、個人の間所得格差がかなり大きいという問題を有効に緩和し、貧困扶助対象者を大幅に減少させ、中等所得層を持続的に拡大し、「オリーブ型」の分配構造を徐々に形成する。

③所得分配秩序を顕著に改善する

合法所得は有力に保護し、高すぎる所得は合理的に調節し、隠し所得は有効に規範化し、違法所得は断固として取り締る。

④所得分配構造を合理化する

国民所得分配における個人所得のウエイト、第1次分配における労働報酬のウエイトを徐々に高め、財政支出に占める社会保障・雇用等民生支出のウエイトを顕著に高める。

2.3 第1次分配体制を引き続き整備する

労働・資本・技術・管理等の要素が貢献に応じて分配に参加する、第1次分配メカニズムを整備する。

雇用を優先する戦略と更に積極的な就業政策を実施し、就業・創業規模を拡大し、平等な雇用環境を創造し、労働者の所得獲得能力を高め、更に質の高い雇用を実現する。

給与制度改革を深化させ、企業・政府機関・事業単位の給与決定と給与増のメカニズムを整備する。

各種所有制経済が法に基づき平等に生産要素を使用し、市場競争に公平に参加し、法律の保護を同等に受けることを推進し、生産要素価格を主として市場が決定するメカニズムを形成する。

(3) 就業機会の公平を促進する

サービス業、労働集約型企业、小型・零細企業、イノベーション型科学技術企業の発展を大いに支援し、更に多くの就業ポストを創造する。大学等卒業生を重点とした青年、農村移転労働力、都市困窮者、退役軍人の就業を促進する。

(4) 労働者の職業技能を高める

全労働者に向けた健全な職業訓練制度を整備する。

(5) 中低所得の従業員給与の合理的な伸びを促進する

労働力市場の需給関係をと企業の経済収益を反映した、給与決定と正常な給与増のメカニズムを確立する。経済発展・物価変動等の要因に基づき、最適賃金水準を適時調整し、2015年までに絶対多数の地域の最低賃金基準が、現地の都市就業者の平均賃金の40%以上となるようにする。

(6) 国有企業の高層管理者の報酬管理を強化する

一部の高所得業種の国有・国家株支配企業に対して、企業給与総額・給与水準の二重のコントロール政策を厳格に実施する。企業の指導者の分類管理・選任方式に適応した、企業高層管理者の差別化した報酬分配制度を確立し、当期の業績と持続的な発展を総合的に考慮し、経営管理の業績効果・リスク・責任に基づき報酬を確定する健全な制度を確立する。行政が任命した国有企業高層管理者の報酬水準の上限規制を実行し、報酬の支払繰延べ・追跡回収制度を普及させる。

国有企業内部の分配格差を縮小し、高層管理者の報酬の伸びを企業従業員の平均給与の伸びより低くしなければならない。非国有企業・上場企業の高層管理者報酬については、コーポレートガバナンスの整備を通じて、高すぎる報酬を抑制する方面での取締役会・報酬委員会・株主総会の役割を強化する。

(7) 政府機関・事業単位の給与制度を整備する

公務員と企業の同等な従業員の給与水準の比較調査制度を確立し、科学的・合理的な職務と職階が並行した制度を整備し、末端公務員の給与水準を適切に引き上げる。

(8) 技術要素を加えた健全な分配メカニズムを整備する

実際の貢献を評価基準とした科学技術イノベーション人材の健全な報酬制度を確立し、企業・事業単位が緊急に必要な高層レベル・ハイテク人材について、協議による給与・プロジェクトによる給与を実行することを奨励する。知的財産権保護を強化し、科学技術の成果の移転・転化に資する分配政策を整備する。

(9) 多様なルートで個人の資産所得を増やす

多層レベルの資本市場の発展を加速し、上場会社の株主配当制度を実施し、監督管理を許可し、投資家とりわけ中小投資家の合法権益を保護する。金利市場化改革を推進し、預金・貸出金利の変動範囲を適度に拡大し、預金者の権益を保護する。銀行の手数料徴収行為を厳格に規範化する。債券ファンド・マネーファンド等のファンド商品を豊富にする。条件の整った企業が、従業員持株計画を実施することを支援する。個人の賃貸料・株式配当・債券利子等の増収ルートを開拓する。

(10) 国有資本の収益を分配享受する健全なメカニズムを確立する

全部の国有企業をカバーし、クラス別に管理された国有資本経営予算・収益分配制度を全面的に確立し、国有資本の収益を合理的に分配・使用し、国有資本収益の上納範囲を拡大する。中央企業国有資本の収益の上納比率を適切に引き上げ、第12次5ヵ年計画期間に現行比率から5ポイント前後引き上げ、新たに増えた部分の一定比率を社会保障等民生支出に用いる。

(11) 公共資源の占有及びその収益の分配メカニズムを整備する

健全な資源の有償使用制度と生態環境補償メカニズムを確立する。オープンで公平・公正な国有土地・海域・森林・鉱産物・水資源等公共資源の譲渡メカニズムを整備し、自然独占業種の監督管理を強化し、不正・不当な手段により、無償あるいは低価格で公共資源を占有・使用することを防止する。公共資源の譲渡収益を全国民が共に享受する健全なメカニズムを確立し、譲渡収益は、主として公共サービス支出に用いる。

2.4 再分配の調節メカニズムの健全化を加速する

税制・社会保障・移転支出を主要な手段とした、再分配調節メカニズムの健全化を加速する。

公共財政システムを健全化し、移転支出制度を整備し、財政支出構造を調整し、基本公共サービスの均等化を大いに推進する。

税制による調節を強化し、個人所得税を改革し、資産税を整備し、構造的減税を推進し、中低所得者及び小型・零細企業の税費用負担を軽減し、構造の最適化・社会公平に資する税制を形成する。

都市・農村住民をカバーする社会保障体系を全面的に実現し、100%カバー・基本の維持・多層レベル・持続可能という方針に基づき、公平性の強化・流動性への適応・持続可能性の保証を重点として、社会保険・社会救済・社会福祉制度を不断に整備し、保障水準を着実に引き上げ、全国統一した社会保障カード制度を実行する。

(12) 更に多くの財政力を民生の保障・改善に集中的に用いる

教育、雇用、社会保障、医療・衛生、社会保障的性格をもつ住宅、貧困扶助開発等の方面への支出を増やし、中西部地域とりわけ革命根拠地・民族地域・辺境地域・貧困地域への財政支援を更に増やす。

行政事業単位の機構編制を厳格にコントロールし、第12次5ヵ年計画期間、中央・地方の機構編制総量は減らすだけで増やしてはならず、指導職の数を減らし、行政コストを低下させる。大風呂敷の浪費に断固反対し、「公費出張・公用車・公費接待」経費予算を厳格に抑制し、これらの経費の使用状況を全面的に公開する。

第12次5ヵ年計画期間に、財政支出に占める社会保障・雇用支出のウェイトを2ポイント前後高める。

(13) 教育の公平促進を強化する

教育資源を合理的に配分し、重点を農村・縁辺・貧困・民族地域に傾斜させる。9年義務教育の無償化政策を全面的に実施し、教育費用の徴収行為を厳格に規範化する。出稼ぎ農民とともに移転してきた子女等が平等に義務教育を受け、現地の中学・高校・大学受験に参加する問題を確実に解決する。

(14) 個人所得税の調節を強化する

総合と分類が結びついた個人所得税制度の確立を加速する。高所得者の個人所得税の徴収・管理・処罰措置を整備し、各種所得を全て課税範囲に組み入れる。健全な個人所得の双方向での申告制度と全国統一された納税者番号制度を確立し、法に基づき取るべきものは全て取る。外国籍の個人が外資企業から取得した株式配当所得・債券利子所得に対する個人所得税免除等の税制優遇措置を取り消す。

(15) 不動産税等を改革・整備する

不動産保有・取引関連の税制を整備し、個人住宅に対する不動産税の改革テストの範囲を徐々に拡大し、住宅取引への差別化した租税政策を細分化し、不動産ストックの取引に対する税の徴収管理を強化する。

資源税の課税範囲を拡大し、資源税の税負担水準を高める。

一部消費税の税目・税率を合理的に調整し、一部のハイランクの娯楽消費・豪華な消費品を課税範囲に組み入れる。

適当な時期に遺産税を課税する問題を研究する。

(16) 基本年金保険制度を整備する

都市従業員基本年金保険の省レベルでの統一的企画を全面的に実施し、第12次5ヵ年計画期間末に基礎年金の全国的な統一企画を実現する。都市住民・新型農村社会年金保険制度を健全化する。各種の人々を併せ考慮した年金保障待遇の確定メカニズム・正常な調整メカニズムを確立する。企業年金・職業年金を発展させ、商業保険の補足的役割を発揮させる。社会保障基金の資金調達ルートを拡大し、社会保険基金の投資運用制度を確立する。

(17) 全国民の医療保険システムの健全化を加速する

都市住民基本医療保険・新型農村共同医療の資金調達・待遇の水準を引き上げ、都市・農村住民の基本医療保険制度を整理合理化する。第12次5ヵ年計画期間末に基本医療保険政策の範囲内の医療保険基金支払水準を75%以上にする。都市・農村住民の大病保険制度を確立し、都市・農村医療救助制度を整備する。1人当たり基本公共衛生サービス経費を徐々に増やし、基本公共衛生サービス水準を高める。

(18) 社会保障的性格をもつ住宅の供給を増やす

市場の配分と政府の保障を結びつけた住宅制度を確立し、社会保障的性格をもつ住宅の建設・管理を強化し、困窮家庭の基本的需要を満足させる。第12次5ヵ年計画期間末に全国都市の社会保障的性格をもつ住宅のカバー率を20%前後にし、質の基準に基づき農村困窮家庭の危険家屋改造1000万戸以上を達成し、全国遊牧民の定住化目標を実現する。

(19) 困窮した大衆への救助・援助を強化する

都市・農村低所得者の基本生活保障基準を物価上昇にリンクさせる健全な連動メカニズムを整備し、都市・農村住民の最低生活保障の水準を徐々に引き上げる。

(20) 社会の慈善事業を大いに発展させる

慈善組織を積極的に育成し、公益慈善組織の許認可プロセスを簡略化し、条件の整った企業・個人・社会組織が病院・学校・养老服务等の公益事業を営むことを奨励する。慈善への寄付の税制優遇政策を実施・整備し、企業の公益的寄付支出の年度利潤総額の12%を超える部分については、翌年度の繰越控除を認める。慈善組織の監督管理を強化する。

2.5 農民所得の比較的速い伸びを促進する健全で長期有効なメカニズムを確立する

工業が逆に農業を養い、都市が農村を支援し、多く与え・少なく取り・活性化させるという方針を堅持し、都市・農村の発展の一体化体制メカニズムの整備を加速する。農業強化・農村優遇・農民富裕化政策を強化し、工業化・情報化・都市化・農業現代化を同歩調で進展させることを促進し、公共資源の都市・農村間でのバランスのとれた配分、生産要素の都市・農村間での平等な交換・自由な流動を促進し、都市・農村計画、インフラ、公共サービスの一体化を促進する。農業移転人口の市民化の健全なメカニズムを確立し、戸籍制度改革と基本公共サービスの均等化を統一的に企画・推進する。

(21) 農民の家庭経営収入を増やす

農産品の価格保護制度を健全化し、重点食糧品種の最低購入価格を着実に引き上げ、大口農産品の臨時備蓄政策を整備する。農業の産業化推進に力を入れ、農民の専業共同・株式共同を大いに発展させ、ニュータイプの経営主体を育成し、適度な規模の経営を支援する。

(22) 農業補助制度を健全化する

農業補助の健全な増加メカニズムを確立し、優良品種補助・農業資財総合補助・食糧直接補助政策を整備し、農機具購入補助の規模を増やし、農業資財総合補助の動態調整メカニズムを整備し、新たに増える農業補助を穀物生産及び穀物生産大農家に傾斜させる。

(23) 土地の付加価値・収益を合理的に分配享受させる

農村土地の権利確定、登記、領布証明をしっかりと行い、法に基づき農民の土地財産権を保障する。法に基づき、自らの意思で、有償という原則に基づき、農民が多く形式で土地請負経営権を流通させることを許可し、法に基づき農民が譲渡収益を分配され享受できるようにする。農村宅地制度を整備し、農家宅地の用益物権を保障する。土地収用制度を改革し、法に基づき農民の合法権益を保障し、土地のキャピタルゲイン収益における農民の分配比率を引き上げる。

(24) 貧困扶助開発への投入を増やす

財政特別貧困補助資金を大幅に増加し、新たに増えた部分を主として集中し連なった特殊困窮地域の貧困扶助に用い、仕事を与えることによる援助代替を強化し、貧困地域の農民1人当たり所得の伸びが全国平均水準を上回ることに努力する。第12次5ヵ年計画期間に、240万人の条件の劣悪な地域の農村貧困人口を移転させる。1人当たり2300元（2010年価格基準）の貧困扶助基準に基づき、2015年までに貧困扶助対象者を8000万人前後減少させる。

(25) 農業移転人口の市民化を秩序立てて推進する

オープンで透明な各種都市農業移転人口戸籍移転政策を制定し、政府・企業・個人が共同で参加する市民化コスト分担メカニズムを模索・確立する。安定した労使関係にあり、都市に一定年限居住し、かつ規定に基づき社会保険に加入している農業移転人口を、段階的に都市住民に転化し、家を挙げて移転してきた者及び新世代の出稼ぎ農民の戸籍移転問題の解決を重点的に推進する。全国統一した居住証制度を実施し、都市基本公共サービスが常住人口を全てカバーすることの実現に努力する。

2.6 オープン・透明で、公正・合理的な所得分配秩序の形成を推進する

所得分配秩序の整頓・規範化に力を入れ、制度建設を強化し、法規を健全化し、法執行の監督管理を強化する。反腐敗を強化し、情報公開を強化し、社会の監督管理を実行する。末端工作を強化し、技術による保障を引き上げる。合法所得を保護し、隠し所得を規範化し、違法所得を取り締る。

(26) 所得分配関連分野の立法を加速する

社会救済、慈善事業、貧困扶助開発、企業給与支払保障、集団交渉、国有資本経営予算、財政移転支出管理等の方面の法規を検討して打ち出し、土地管理、鉱物資源管理、税徴収管理、不動産税等の方面の法規を遅滞なく改正する。健全な財産登記制度を確立し、財政を法律で保護する制度を整備し、公民の合法的な財産権益を保障する。

(27) 労働者の合法権益を擁護する

給与支払保障メカニズムを健全化し、給与未払い問題が際立った分野及び未払いが容易に発生する業種を重点的な監督・コントロール範囲に組み込み、企業の信用ランキングとリンクした差別化した給与保証金納入方法を整備する。労働争議の処理メカニズムを整備し、労働保障の監察・法執行を強化する。

(28) 給与外所得を整理・規範化する

党・政府機関の各種補助・奨学金支出行為を厳格に規範化し、補助の規範化・改革の実施意見を早急に打ち出す。国有及び国家株支配企業の高層管理者が職務で消費することを厳格に抑制し、車の配備と使用・業務接待・視察・研修等の職務消費の項目・基準を規範化し、職務消費を従業員の民主監督を受けさせ、関連勘定費目はオープン・透明にしなければならない。

(29) 指導幹部の所得管理を強化する

「指導幹部の個人関連事項の報告に関する規定」を全面的に実施し、各レベルの指導幹部が実際どおりに所得、不動産、投資、配偶者・子女の従業等の状況を報告する規定を厳格に執行し、報告を怠り、虚偽報告をする等の行為に対しては、抽出調査・詳細調査を通じてタイムリーに正し、厳格に処分する。指導幹部の離職・辞職・退職後の個人従業行為を引き続き規範化し、関連規程・条件・要求に厳格に基づき兼職・就職の許認可を処理する。

(30) 税外収入を厳格に規範化する

税を正し、費用を整理するという原則に基づき、費用を税に改めることを引き続き推進し、各種行政事業性手数料徴収・政府基金を更に整理整頓し、非合法・不合理な費用徴収・基金項目を断固として取り消し、費用徴収項目の費用徴収基準を適切に引き下げる。政府の税外収入の健全な徴収管理制度を確立する。

(31) 違法所得を取り締る

国有企業の制度改正、土地譲渡、鉱産資源開発、プロジェクト建設等の重点分野について、監督管理を強化し、違法所得を獲得する漏れ穴を塞ぐ。密輸・脱税・インサイダー取引・株式市場操作・模造品の製造販売・詐欺等の経済犯罪活動を厳格に取り締る。権力を利用した金銭取引、収賄行為を厳格に調査処分する。ビジネスの賄賂を深く取り締る。マネーロンダリング・資本国外逃避に対する監督・コントロールを強化する。

(32) 健全で現代的な支払・所得のモニタリング・システムを整備する

報酬支払の給与化・貨幣化・電子化を大いに推進し、現代的な支払決済システムの建設を加速し、金融口座の実名制を実施し、カード消費を普及し、現金管理を規範化する。公安・民政・社会保障・住宅・銀行・税務・工商等の関連部門の情報資源を整理・合理化し、健全な社会信用システムと所得情報モニタリング・システムを確立し、個人所得税の情報管理システムを整備する。都市・農村の世帯収支調査を一体化した制度を確立する。

2.7 所得分配制度改革を深化させることの組織的指導を強化する

(33) 認識を統一し、指導を強化する

各地方・各部門は第18回党大会精神を深く学習し全面的に貫徹実施し、所得分配制度改革の重大意義を十分認識し、重要議事日程にこれを組み入れ、統一的な企画・協調メカニズムを確立しなければならない。所得分配政策の実施、都市・農村住民の所得増加、所得分配格差の縮小、所得分配秩序の規範化を重要任務とし、日常の考課に組み入れなければならない。各関連部門は深く調査研究を行い、政策指導を強化し、監督検査を強化し、経験を真剣に総括して、改革において出現した際立った矛盾・問題を遅滞なく解決しなければならない。

(34) 重点を際立たせ、実施を強化する

所得分配改革は国有企業・行政体制・財政・税制・金融体制等関連重点分野の改革と有機的に結びつけ、協同で推進しなければならない。各関連部門は、重点任務について、政策責任を明確にし、関連案・実施細則を早急に検討して打ち出し、政策の実施効果を遅滞なくフォロー・評価しなければならない。各地方は、現地の実情と結びつけ、具体的措置を制定し、改革の各任務の実施に移されることを確保しなければならない。一部地域・一部分野で先行してテストを行い、積極的に模索することを奨励する。

(35) 深く宣伝し、誘導を重視する

正確な世論誘導を堅持し、全社会が基本的国情と発展段階から出発するよう誘導する。現在存在する所得分配問題を正確に認識させ、科学的発展が所得分配問題を解決する根本の方途であることを深く宣伝し、社会の公平正義を実現することが我々の断固たる目標である。各改革政策の説明を確実にしっかり行い、所得分配制度改革の困難性・複雑性の認識を更に深め、社会の期待を誘導し、大衆の関心に応え、各方面の共通認識を凝集し、改革合成力を形成して、所得分配制度改革の深化のために良好な社会環境を作り出す。

(2月8日記)